

特定臨床研究に係る手順書

新旧対照表(初版→1.1版)

頁	変更箇所	変更前	変更後	変更理由
-	ヘッダー	初版：2019年4月25日作成	1.1版 2025年3月25日作成	版改訂のため
8	3. 厚労省データベースへの計画の公表	(1) 研究責任医師は、特定臨床研究を実施する前に、厚生労働省が整備するデータベース（JRCT： <a href="https://jcrb.niph.go.jp/">https://jcrb.niph.go.jp/</a> ）に世界保健機関が公表を求める事項を記録しなければならない。なお、計画を変更したときも同様とする。	(1) 研究責任医師は、特定臨床研究を実施する前に、厚生労働省が整備するデータベース（JRCT： <a href="https://jrct.mhlw.go.jp/">https://jrct.mhlw.go.jp/</a> ）に世界保健機関が公表を求める事項を記録しなければならない。なお、計画を変更したときも同様とする。	URL変更のため